

## 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付手続きについて

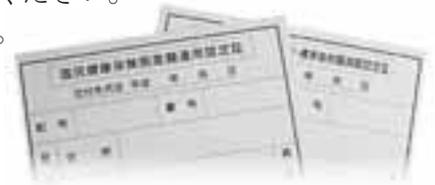
限度額適用認定証および標準負担額認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。認定証を利用されるかたはお早めに認定証の交付手続きをしてください。

- ▶ **手続きに必要なもの** ▷ 国民健康保険証▷ 世帯主の認印▷ 認定証の更新をするかたは現在お持ちの認定証
- ▶ **手続き場所** 国保年金課（本館1階7番窓口）
- ▶ **更新手続きの期限** 8月31日(水)までに手続きをしてください。

※初めて認定証の交付を受けるかたは、入院が決まり次第、至急手続きをしてください。

※入院した月内に病院の会計窓口で認定証の提示をしなければ適用されません。

また、医療費を支払った後に認定証の提示をしても適用されませんので、  
交付手続きはお早めにしてください。



問 国保年金課 国保給付係 ☎ 6750

### ■ 限度額適用認定証とは

70歳未満のかたが対象で、そのかたの限度額がどの区分に該当するかを証明したものです。

※入院のみの適用です。また、国保税を滞納しているかたには交付できませんので、ご了承ください。

入院費の限度額（1月当たり）

区分	限度額
A 上位所得世帯	150,000円 + [(総医療費 - 500,000円) × 0.01] (83,400円)
B 一般世帯	80,100円 + [(総医療費 - 267,000円) × 0.01] (44,400円)
C 市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

※ ( ) は年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額です。

### ■ 標準負担額減額認定証とは

年齢を問わず、市民税非課税世帯のかたが対象で、そのかたが入院時に食事代の減額に該当するかを証明したものです。



入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

区分		負担額	
上位所得者および一般世帯		260円	
市民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	90日までの入院 210円	
	低所得者Ⅰ	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	申請により 160円
			100円

※低所得者Ⅱは世帯員全員が市民税非課税のかたです。

※低所得者Ⅰは世帯員全員が市民税非課税で世帯全員の各所得金額（年金の所得は控除額80万円として計算）がすべて0円のかたです。

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間があるかたへ追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

※免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※追納保険料は、免除を受けられた期間の中で古い月の分から順次納めていただくことになります。

申し込み場所 国保年金課年金係または十和田湖支所、八戸年金事務所

問 国保年金課年金係 ☎ 6753

## 青森県後期高齢者医療広域連合 運営懇談会委員募集！

**職務** 年に2～3回程度青森市で開催する懇談会に出席し、後期高齢者医療制度の運営に関する意見、提案を行います。

**任期** 委嘱の日から2年間

**応募資格** 県内に住所を有する40歳以上（9月1日現在）のかたで、平日の昼間に青森市で開催する会議に出席できるかた

**募集人員** 8人（応募者の中から選考により決定）

**謝礼など** 会議1回の出席につき5,000円および交通費

**応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、「後期高齢者医療制度に関する意見（400字程度）」を添付して青森県後期高齢者医療広域連合または市国保年金課へ提出

**応募期間** 9月1日(木)～22日(木)（必着）

**応募用紙などの配布** 国保年金課（青森県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードすることもできます。）

問 国保年金課長寿医療係 ☎ 6752

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821